

鳥取県における保育所第三者評価基準案について

令和 2 年 6 月 30 日 子育て王国課

R2.4.1 付けで保育所における第三者評価に係る国基準が改正されたところであるが、本県の保育所等における第三者評価の基準として、引き続き、改正後の国基準を用いることとしたい。
 ※県で独自の規定（内容の付加等）は設けない（これまでも平成 17 年制定の国基準を適用）

国基準改正概要（R2.4.1）

○「共通」評価基準（保育所解説版）

保育所での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらないように配慮して、「言葉の置き換え」、「内容の加筆・削除」、「保育所独自」の内容を付加。

○「内容」評価基準（保育所版）

平成 29 年 3 月に「保育所保育指針」が改定され、乳児・3 歳未満児の保育に関する記載の充実、保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、子どもの育ちをめぐる環境変化を踏まえた健康および安全の見直し等が図られた。この「保育所保育指針」の改訂をもとに内容評価基準の改定が施された。

参考：これまでの改正概要

○福祉サービス共通評価基準（53 項目⇒45 項目）

- ・評価項目の重点化（評価項目の整理・統合、運営の透明性を高める取組の項目追加）
- ・体系的に整理されていなかった評価基準の考え方等について整理

H26.4.1
改正

○「共通」評価基準（保育所版）

H26.4.1 に改正された「福祉サービス共通評価基準」の目的・趣旨を変更しないことを基本として、言葉の置き換え（福祉施設・事業所⇒保育所、管理者⇒施設長など）や「着眼点」「評価基準の考え方」等について最低限の内容の加筆・削除、保育所独自の内容を付加

H28.3.1
改正

○「内容」評価基準（保育所版）

共通評価基準の改定に合わせて、項目の整理を行い判断基準等の内容を見直し

1 経緯等

本県の場合、第三者評価を行う際の基準は「鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱」に規定しており、現時点で保育所については H17 制定の国基準を適用している。

この度、保育所における第三者評価基準が現基準の内容・趣旨を維持したまま改正されたことを受け、引き続き本改正の国基準を保育所における第三者評価の基準とすることをお諮りすることとした。

2 本県における第三者評価の体系

<共通評価基準> 対象：全ての福祉サービス（H30.3.26 改正の国基準による）

<内容評価基準> 以下対象施設ごとに国より基準が示されており、それぞれ上記の共通評価基準に上乘せし評価を実施

児童入所施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設）、障害者・障害児施設、婦人保護施設
 児童館、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

保育所⇒R2.4.1 国基準が改正されたことにより今回改正。旧基準は H17 制定

根拠条文

平成 27 年度施行の子ども・子育て支援新制度で、新たに保育所等における第三者評価受審の努力義務が規定。（これまでは社会福祉法により自己評価等実施の努力義務が規定。）

<児童福祉施設の設備及び運営に関する基準>（H27.4.1 一部改正）

第 36 条の 2 保育所は、自らその行う法第 39 条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

<鳥取県児童福祉施設に関する条例（抄）>

（保育所の設備及び運営の基準）

第 10 条 保育所の設備及び運営に関する基準は、別表第 4 のとおりとする。

（別表 4）サービスの提供

4 児童の処遇について自己点検し、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

<社会福祉法>

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

保育所版における共通評価基準の解説版について

※保育所での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらないように配慮して、以下のように言葉の置き換え、内容の加筆・削除、保育所独自の内容の付加を行っている。

※なお、保育所における保育は、保育所保育指針をもとに行われているため、保育所保育指針を十分理解したうえで評価を行う必要がある。

1.共通評価基準の改定

(1)「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」(平成 30 年 3 月)

○厚生労働省より「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」(平成 30 年 3 月)が通知され、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインが改定された。

○この改正は、社会福祉法人制度の見直しなど、この間の関連制度の改正等による第三者評価事業を取り巻く環境の変化に対応するために行われたものである。

(2) 保育所版第三者評価基準ガイドラインの改定

○共通評価基準は、各福祉施設・事業所の種別に関わりなく共通的に取り組む事項に関し評価する基準であり、保育所版共通評価基準ガイドラインは、平成 30 年 3 月 26 日の「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」のもとに改定した。

○また、保育所での評価が円滑に実施できるよう、保育所保育指針や保育所における保育内容等を踏まえ、共通評価基準ガイドライン本来の趣旨が変わらぬよう配慮し、言葉の置き換えや解説の追加等を行った。

2. 言葉の置き換えについて

※文脈により、言葉の置き換えを行っていない場合もある。

共通評価基準	保育所版
福祉施設・事業所	「保育所」
事業所	「保育所」
利用者	「子ども」「保護者」「子どもと保護者」「子ども・保護者」 (※) 評価項目の内容により書き分け
利用者や家族	「保護者等」「子ども・保護者」 (※) 評価項目の内容により書き分け
利用者会や家族会	「保護者会等」
高齢者や障害のある利用者	「保護者等」
(実施する)(提供する)福祉サービス (提供)(の実施)	「保育」「保育所」 (※) 評価項目の内容により書き分け
サービス	「保育」
組織	「保育所」
専門職の教育	「専門職の研修」
福祉サービス実施計画	「(アセスメントに基づく)指導計画」「保育」 (※) 評価項目の内容により書き分け
管理者	「施設長」
福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等	「保育所等の変更」
能力開発(育成)	「職員の育成」
事業	「保育や支援」
(地域)住民	「地域の保護者や子ども等」
自己決定	意向
意思決定が困難	特に配慮が必要
特性	発達や状況

3. 内容の加筆・修正、削除等について

対照表のとおり。

保育所における内容評価基準の評価方法について

1. 内容評価基準の改定

○平成29年3月に「保育所保育指針」が改定され、乳児や1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、子どもの育ちをめぐる環境変化を踏まえた健康および安全の見直し等が図られた。この「保育所保育指針」の改定をもとに内容評価基準の改定を行った。

○そのため、保育所での評価が円滑に実施できるよう、保育所保育指針の改定にあわせて、言葉の置き換えや解説の追加等を行っている。

○内容の加筆・修正、削除等した部分は、対照表のとおり。

(主な読み替え)

(新) 保育所版内容評価基準 ガイドライン	(旧) 保育所版内容評価基準 ガイドライン
全体的な計画	保育課程
それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境	長時間にわたる保育のための環境

2. 内容評価基準の評価方法について

○保育内容については、実際の保育の状況を観察することができないことも多いことから、次の文書等を通して確認することが必要となる。

- ・標準的な実施方法を文書化したもの(手引書・マニュアル等)
- ・全体的な計画・指導計画等の保育の計画
- ・アセスメント票、保育日誌等の記録

○上記の名称の文書等がない場合、その他の方法で文書化され実施されていることが分れば、それに基づいて評価を行う。

○必要に応じ、訪問調査において、自己評価結果や上記の文書等の内容を踏まえ、実施状況を施設長、担当職員からの聴取等により確認する。

3. 『保育所保育指針』について

- 『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準』（昭和23年厚生省令第63号）第35条において、「保育所における保育は養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし」、「その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う」とされており、保育所保育指針はこれにもとづいたものである。保育所保育指針は「保育所における保育の内容に関する事項」と「関連する運営に関する事項」を規定し、保育所が行う保育内容の最低基準として位置づけられている。

- また、『保育所保育指針』の理解を図るため、『保育所保育指針解説』が厚生労働省より示されている。

- 保育所では、『保育所保育指針』の内容を十分に理解し、保育所保育指針に基づき保育を行うことが基本とされているため、評価調査者も同様に『保育所保育指針』の内容を十分に理解したうえで評価を行う必要がある。

- なお、保育所保育指針は平成29年3月に改定されたため、改正後の内容をよく理解し、評価を行うことが大切。

4. 子ども・子育て支援新制度における情報公表について

- 子ども・子育て支援法にもとづき、施設・事業所において提供する教育・保育に係る情報（施設運営に関する事項、従事者に関する事項、教育・保育等の内容に関する事項等）を都道府県知事に報告し、都道府県知事が公表することとされている。